



日刊労千葉

オウム真理教への適用を口実とした 破防法の効果強化

昨年一二月一四日、村山政権は、オウム真理教に対して、破壊活動防止法(破防法)の団体解散条項を、戦後初めて発動することを決定した。

すでに「日刊労千葉」紙上でも明らかにしてきたように、オウム真理教とは、無差別大量虐殺をもつて労働者に襲いかかるファシスト集団であり、これ自体徹底的に弾劾、糾弾されなければならない。

しかし、今回の破防法(団体解散)発動は、オウム真理教の解体が真の理由ではない。実際オウム真理教は、すでに組織、活動、財政的にも崩壊寸前といつていよい状況である。にもかかわらず破防法(団体解散)を発動する真の狙いは、オウム真理教崩壊を目前にして、このままでは破防法(団体解散)適用の理由を失うことによる危機感を感じての「発動のため 発動」と言わなければならない。

【破防法発動は「発動のための発動」】

【一般の労働組合まで調査対象を拡大】

朝鮮侵略軍打倒！

たものを、一般的の労働組合、市民・住民運動団体まで拡大するというものであった。

一九二五年、に制定された治安維持法(注二)の適用が、國體の護持(天皇制の維持)のもと、当時の共産党から社会主義者、労働組合、文筆家、宗教家等へと拡大され、戦争反対の声が圧殺され、戦争へと突き進んでいった歴史を繰り返さないためにも、破防法(団体解散)に断固反対しよう

また、この破防法(団体解散)の発動は、憲法「改悪」と同一の攻撃である。

一切の反対を破防法で圧殺し、戦争のできる軍事大国を築き上げ、アジアへの侵略を再び許さないためにも、破防法(団体解散)発動を徹底的に弾劾し、反対の闘いを展開しよう。

闘う労働運動の新たな潮流をめざし、九六年を闘いぬこう！

【破防法発動を弾劾し憲法「改悪」阻止】

新たに10万人合理化粉碎！ 労働運動の新たな潮流めざし全国へはばたこう！

しかし、沖縄闘争の高揚とその後の闘いで破防法の発動を阻止してきたのである。

とくに、破防法の団体解散条項は、適用された団体の構成員から思想・言論・結社の自由を奪い、しいては無制限に拡大解釈されかねない内容となつていいのである。

昨年、公安調査庁の内部文書が明るみに出された。その内容は、破防法に基づく調査の対象が、従来の共産党、朝鮮総連、新左翼、右翼等にとどまつてい

【注二】治安維持法

一九二五年公布。第一条「國体を変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ之ヲ罰ス」とあり、当初は共産主義運動と植民地下での解放闘争を弾壓対象とした。二八年死刑導入、四一年から予防拘禁制度を新設し、労働運動・農民運動・宗教団体等にも適用される。四五年一〇月の廃止までの二〇年間で約七万人が検挙された。